令和7年度

新婚生活を応援します！

（　結　婚　新　生　活　支　援　事　業　）

結婚した世帯に対し、結婚に伴う新居の家賃と引越費用を補助します。

※申請される方は、必ず令和８年２月末までにご相談ください。

事業概要

対象世帯は？

次の①～⑥の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

① 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに入籍した世帯
② 夫婦の所得を合わせて500万円未満（世帯収入約670万円未満に相当）
※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

③ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
④ 夫婦ともに大野市に住民登録を有し、居住していること
⑤ 市税を滞納していないこと
⑥ 過去にこの制度に基づく支援金等を受けていないこと

対象費用は？

※令和7年4月1日～令和8年3月31日までの経費が対象

●新居の住宅費	新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
●新居への引越費用	引越業者や運送業者に支払った引越費用

※上記の新居の住宅費、引越費用を合わせて、1世帯あたり
夫婦ともに、**29歳以下の世帯**は**上限６０万円**、**それ以外の世帯**は**上限30万円**です。

申請方法について

●必ず申請前に相談（事前相談）をしてください。（申請には書類審査等がございます。早めにご相談ください。）
●指定の申請書に、引越費用や賃貸住宅にかかる**経費の領収書等**必要書類を添付してこども支援課に提出してください。
●事業の詳細は、ホームページ又は、下記までお問い合わせください。
★申請期間　**令和８年２月２７日（金）まで**
※令和８年３月１日～令和８年３月３１日に婚姻予定の方は事前にご相談ください。

お問い合わせ：大野市教育委員会　こども支援課　0779－64-5140